5　事業者が合併等により消滅した場合における法第八条第二項及び第三項並びに第九条から第一一条までの規定の適用

法第一二条第三項又は第四項の場合における法第八条第二項及び第三項並びに第九条から第一一条までの規定の適用に関する所要の規定を整備することとした。（第六条～第一三条関係）

二　関係政令の整備関係

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三一年政令第三三七号）、消費者安全法施行令（平成二一年政令第二二〇号）及び金融庁組織令（平成一〇年政令第三九二号）について所要の改正を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一一八号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（政令第四二四号）（厚生労働省）

1　キャリアコンサルタント試験の手数料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、実技試験にあっては二万九、九〇〇円を、学科試験にあっては八、九〇〇円を超えてはならないこととした。（第五条関係）

2　キャリアコンサルタントの登録を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額を八、〇〇〇円、登録証の再交付又は訂正を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額を二、〇〇〇円とすることとした。（第六条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四二五号）（厚生労働省）

1　介護認定審査会の委員の任期について、二年を超え三年以下の期間で、市町村が条例で定めることができることとした。（第六条第一項関係）

2　都道府県介護認定審査会の委員の任期について、二年を超え三年以下の期間で、都道府県が条例で定めることができることとした。（第一〇条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（政令第四二六号）（厚生労働省）

1　市町村の介護給付費等の支給に関する審査会の委員の任期について、二年を超え三年以下の期間で、市町村が条例で定めることができることとした。（第五条第一項関係）

2　都道府県の介護給付費等の支給に関する審査会の委員の任期について、二年を超え三年以下の期間で、都道府県が条例で定めることができることとした。（第九条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

政　令

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十六号

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条の二第一項第三号中「）において製作された物品を」を「）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から」に改め、同項第四号中「物品を、」を「物品を当該認定を受けた者から」に、「、買い入れる」を「買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第二条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「）において製作された物品を」を「）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から」に改め、同項第四号中「物品を、」を「物品を当該認定を受けた者から」に、「、買い入れる」を「買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三